

令和4年土佐清水市議会定例会1月会議会議録

第1日（令和4年1月24日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 審議期間の決定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議案第1号 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について  
（質疑、議案の委員会付託、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）
- 日程第5 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

- | | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 主幹 | 中島 史博 君 |
| 主事 | 山崎 立志 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                        |         |                 |         |
|----------------------------------------|---------|-----------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長           | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 戎井 大城 君 | 企 画 財 政 課 長     | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長     | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長                                  | 味元 博文 君 | 福 祉 事 務 所 長     | 井上 美樹 君 |
| まちづくり対策課長                              | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長 補 佐 | 公文 麻衣 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 | 教 育 長           | 岡崎 哲也 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。そして、新年明けましておめでとうございます。定刻でございます。

ただいまから令和4年土佐清水市議会定例会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

令和4年土佐清水市議会定例会の会期につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 谷口佳保君。

（議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○議会運営委員会委員長（谷口佳保君） ただいま議題となっております令和4年土佐清水市議会定例会の会期及び審議期間につきましては、1月17日開催の議会運営委員会におきまして審議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会の会期につきましては、本年は市議会議員の任期満了の年でありますので、土佐清水市議会基本条例第6条第1項のただし書の規定により、本日から任期満了日の9月6日までの226日間とし、1月会議の審議期間につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月6日までの226日間といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月6日までの226日間と決しました。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

1月会議の審議期間につきましては、先ほどの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番谷口佳保君、2番弘田条君を指名をいたします。

日程第4、市長提出、議案第1号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) おはようございます。

本日は、令和4年土佐清水市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙の中、御出席を賜り開会の運びとなりましたことを心からお礼申し上げます。定例会1月会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げますとともに、本会議に提案させていただきました議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、あわせて当面の課題について報告し、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大の第6波と時期を同じくして、令和4年が始まりました。

1月4日の全職員を対象とした仕事始め式は、昨年に引き続き取りやめ、管理職を集めた課長会を開催し、最優先課題として、3回目のワクチン接種の早期実施を含めた新型コロナウイルス感染対策に万全を期すとともに、業務効率のより一層の促進を図る観点から、一つ目として、前例にとらわれることなく新たな発想で仕事に当たるために仕事内容の分析整理を行うこと、二つ目に、オーバーワークや同じミスを防ぐ観点からスケジュールを可視化すること、三

つ目として、緊急度及び重要度の要素を組み合わせ、今やるべき仕事に多くのエネルギーを注力することなど、働き方改革の必要性を訓示したところであります。

その最優先課題として挙げました新型コロナウイルス感染対応につきましては、新変異株であるオミクロン株の猛威により、第5波をはるかに上回る爆発的な広がりを見せ、全国で初めて5万人を超えるなど、連日過去最多の感染者数が記録されております。

この状況を受け、今年9日には広島県、山口県、沖縄県、21日からは、香川県を含む13都県についてまん延防止等重点措置が適用され、25日にはさらに大阪府をはじめとする16道府県が追加される状況となっております。

高知県におきましても、感染者の急増に伴い、今年14日から感染症対応の目安におけるステージを警戒（オレンジ）に引き上げ、その後も感染拡大に歯止めがかからないため、20日からは昨年の9月22日以来の5段階で上から2番目の特別警戒（赤）へステージが引き上げられました。

このような中、本市におきましても18日に初めて感染者が確認されて以降、昨日までに10人の感染が判明しております。

本市では、19日の高知県による発表を受け、同日課長会を開催し、20日には土佐清水市新型インフルエンザ等対策本部を設置するとともに、関係機関との情報共有を図り、必要な措置を講じるための体制を整備したところであります。

今後、濃厚接触者等の検査状況により、感染者がさらに拡大する可能性がありますので、市民の皆様におかれましては、より強い危機感を持ってマスクの着用、3密の回避及び手洗い消毒の実施など、基本的な感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

そして、改めて市民の皆様へお願いです。感染された方やその家族等に対する人権侵害につながる誹謗中傷、差別的な行為は絶対にしないでください。また、公式発表に基づかない不確かな情報をSNS等で拡散することは、人権侵害のみならず、感染拡大を防ぐ活動の妨げになります。あわせて、ワクチン接種の強制や未接種者への差別的取扱いは厳に慎むようお願い申し上げます。

それでは、本市におけます最新のワクチン接種率及び今後の予定を御報告させていただきます。

まず、接種率については、今年17日現在で、2回目を完了した方が1万413人で85.1%となっております。3回目の接種時期については、当初の予定では2回目の接種完了から8か月とされておりましたが、医療従事者、高齢者施設入所者及び職員は、今年から6か月を予定し、在宅の高齢者は2月から7か月、3月以降は6か月と前倒しでの実施を予定しております。

64歳以下の方については、現時点では2回目完了から8か月となっておりますが、3月以降は7か月に前倒しをいたします。

現在の3回目の接種状況は、1月から6か月に前倒しをした医療従事者、高齢者施設入所者及び職員の方へ接種を実施しており、今月19日には、在宅の高齢者の方々へ接種券を発送するとともに、3回目の接種時期に合わせて、対象者に対し順次接種券を発送することとしております。

また、2月14日からは、市内の医療機関での個別接種を開始するとともに、集団接種も実施いたしますが、ファイザー社製及びモデルナ社製のワクチンでの実施を予定しております。

引き続き、医療機関の御協力をいただきながら、希望する市民の皆様には3回目のワクチン接種が円滑かつ迅速に実施できますよう総力を挙げて取り組んでまいります。

次に、今月15日に発生しましたトンガ沖海底火山大規模噴火に伴う津波被害についてであります。

日本時間の15日午後1時頃に発生した噴火により、気象庁は当初、太平洋沿岸に「若干の海面変動はあるが、被害の心配はない」との情報を発表していましたが、津波が到着し始めた後の16日午前0時15分になって、一転して奄美群島・トカラ列島に警報、高知県沿岸などに注意報が出されました。

これを受けまして、職員初動対応マニュアルに基づき、危機管理課職員及び管理職を中心とした災害対策本部警戒体制配備職員を順次参集し、情報収集及び警戒体制を確立するとともに、被害状況の把握に努めるなど、同日午後2時の注意報解除まで、その警戒に当たりました。

この津波の影響により本市では、清水港で最大90センチの津波を観測するとともに、三崎漁港に係留している漁船4隻の転覆等や長太郎の稚貝約1万個が流され、清水港では養殖シマアジ350匹が死ぬなどの被害を受けておりますので、一日も早い復旧に向け、関係機関と連携してまいります。

また、22日未明には、日向灘を震源とする強い地震があり、大分・宮崎両県では震度5強、宿毛市で震度5弱、本市では震度3の揺れを観測し、県内では人的被害はなかったものの、民家の損傷や酒販店の商品が割れるなどの被害が出ました。

この地震で被害に遭われましたの方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、今年、足摺宇和海国立公園指定50年、足摺海底館開館50年の記念の年でありませう。

振り返ってみますと、昭和45年（1970年）に全国初の海中公園として指定され、昭和47年（1972年）には、市域のほとんどが足摺宇和海国立公園に指定されるなど、折から

の好景気も相まって、観光ブームに沸き返る中、竜串の奇岩が連なる海岸に朱色の十字形という斬新なデザインの足摺海底館は、竜串地域のシンボルとして長年にわたり市民の皆様に愛されてきました。

そして、半世紀が経過した令和の今、近未来的なデザインながら昭和レトロ感漂う土佐清水市の観光シンボルとして存在し、一昨年オープンした新足摺海洋館 S A T O U M I や竜串ビジターセンターうみのわとともに、本市の観光振興に大きく寄与しております。

今後は、株式会社スノーピークが運営するキャンプフィールドや現在進めているぐるっと竜串再整備事業の早期完了も合わせて、かつてのにぎわいを取り戻すため、官民挙げて観光振興に取り組んでまいります。

それでは、御提案申しあげました案件につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を PUSHU 型で給付するものであり、対象世帯を4,000世帯と見込み、事務費を含め総額4億495万2,000円を計上することとし、財源につきましては、全額国庫支出金を充当することとしております。

なお、詳細につきましては、予算審議における事業説明書を御参照願います。

本件につきまして、御審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、今年こそは新型コロナウイルス感染症が収束し、マスクのない市民の笑顔があふれる一年となりますよう御祈念申し上げますとともに、徹底した感染対策の実施及びアフターコロナを見据えた各種施策の展開など、全力で取り組むことをお誓い申し上げ、令和4年土佐清水市議会定例会開会に当たっての挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いをいたします。議案第1号は、所管の委員会に付託をし、審議を願うことになっております。この点、十分お含みおきの上、委員会審議をお願いをいたします。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第1号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の予算決算常任委員会に付託をいたします。

なお、委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に御配慮をお願いをいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催いたしますので、委員会審査についてよろしくお願いをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午前 10時20分 休 憩

午後 2時57分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長をいたします。午後5時を目途に再開をいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 2時58分 休 憩

午後 5時16分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

ただいまから、予算決算常任委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、山崎誠一君。

（予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（山崎誠一君） 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和4年土佐清水市議会定例会1月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第1号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出のうち3款3項1目生活保護総務費について

委員から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業に関わって、対象としている住民税非課税世帯等の意味について質疑があり、執行部の説明によりますと、非課税世帯以外に、令和3年1月以降においてコロナの影響で収入が減った世帯（家計急変世帯）について、申請により給付を行っていることとしているとのことであります。

関連して、委員から、対象となる世帯の判断基準について質疑があり、執行部の説明によりますと、家計急変世帯について、基本的には、本人からの申請によることとしております。

また、委員から、システム改修委託料について質疑があり、執行部の説明によりますと、給付に当たり、非課税世帯であっても、高齢者夫婦非課税世帯で別の課税世帯の扶養になっている世帯は対象とならないなどのケースもあることから、システムの導入により、国から示され

た選定基準に対応することとしているとのことでもあります。

また、委員から、対象となるのが住民税非課税世帯とコロナの影響で急激に収入が減少した家計急変世帯が対象になるとのことだが、家計急変世帯は、住民税の中の所得割がかかっている世帯のことか、もしくは非課税世帯に関係なく、一般的に3年度の収入が減少した世帯なのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、非課税世帯については把握できているので、あくまで課税世帯の中でコロナの影響で収入が減った任意の1か月のみで判断するようになっており、コロナの影響で解雇されたなどの理由により収入が非課税世帯と同等の基準になった場合に対象になるとのことでもあります。

また、委員から、申請期間及び周知方法について質疑があり、執行部の説明によりますと、家計急変世帯については、令和4年9月末を申請期限としている。また、周知については、基本的に市広報誌2月号で住民税非課税世帯のプッシュ型について周知を行い、順次、家計急変世帯分もホームページと併せて周知を行う。該当者が把握できた場合には個別での周知を行うことも検討しているとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（永野裕夫君） ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第1号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま、産業厚生常任委員会委員長から、令和3年12月会議に付託した、請願第1号「土佐清水市共同加工施設等建設工事に係る住環境の悪化」に関する件及び請願第2号「土佐清水市道大碓中山本谷線と浦尻16番1等の土地との道路境界」に関する件の請願2件の審査結果について、委員会審査報告を提出されました。

お諮りいたします。

この際、「請願の審査結果について」を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、「請願の審査結果について」を日程に追加し議題とすることを決しました。

「請願の審査結果について」を議題といたします。

ただいまから、令和3年12月会議で付託した請願の審査結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長 武政健三君。

(産業厚生常任委員会委員長 武政健三君登壇)

○産業厚生常任委員会委員長(武政健三君) 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

令和3年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受け、閉会中の継続審査となっております請願について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、請願第1号「土佐清水市共同加工施設等建設工事に係る住環境の悪化」に関する件

本件につきましては、土佐清水市浦尻にある共同加工施設及びその関連施設の建設工事等について、近隣住民の住環境に対する十分な配慮が行われておらず、改善を図っていただきたいという内容の請願であります。

請願の審査に当たり、委員から、執行部にも内容を確認した上で審議を行う必要があるとの意見が出され、執行部の意見陳述を認め、請願内容の趣旨やそれぞれの請願の項目などを確認しながら審査を行いました。

請願事項1について、執行部の説明によりますと、室外機については、できるだけ特定のほうに迷惑にならないよう上空に音を逃がす方法を採用し、地元区長や周辺住民に対して、屋根に設置する説明を行った。イニシャルコストやランニングコストから、設備の構造上、最良と

思われる下屋（母屋の屋根から一段下がった、外壁から始まる片流れの屋根）に設置することとし、これは、設計当初から変更していない。

また、室外機の騒音により「窓を開けて生活できない。」との話をいただいたため、担当職員が訪問し、令和2年10月12日に当事者立会いのもと、自宅に入室させていただき、自主検査の騒音調査を実施している。結果は、環境省の人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準値45デシベル以下であったが、少しでも改善につながればとの思いから、令和3年8月に室外機に防音対策を講じている。

請願書によると、室外機の設置場所に見解の相違があったようだが、上空に音を逃がす方法としており、現位置が適所と考えており、現在のところ移動は考えていない。

なお、共同加工施設等による環境の悪化や周辺住民への悪影響などの対応として、法令遵守とともに、必要に応じて検査を行うなど、周辺住民が安全に生活できるよう寄り添っていきたいと考えているとのことでもあります。

委員から、当該説明会の録音資料や会議録はあるのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、ないとのことでもあります。

また、委員から、請願書に書かれている屋根と執行部が言う下屋の違いがあると思うが、下屋も屋根になるのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、建築用語で下屋は屋根のことを言う。説明会においても、屋根に設置し、音を上空に逃がすという説明はしているが、屋根が一番高い屋根なのか、一つ下がったところの屋根なのかということまでは説明していないとのことでもあります。

請願事項2について、執行部の説明によりますと、請願書文中に施設から臭気が出ないかのような記述があるが、そのようにお伝えしたと認識していない。少なくとも請願者を含む周辺住民の方々には、平成30年5月18日に、今回の共同加工施設のモデルにした九州の施設を視察していただいております。開閉できる窓や施設内外の臭気などは、おおむね認知していただいていると思っている。また、視察後の同年5月29日に旧浦尻保育園で意見交換を行った際も、「よい施設ができて運営をきちんとしてほしい」と注意喚起もいただいております。共同加工施設の建設に向けて、一定の理解が得られたと認識したため整備させていただいた。

また、緩衝緑地帯の撤去は、周辺住民から車道の見通しが悪く事故になりそうなことがあったなどの話があり、住民の意見を考慮した上で伐採を行った。

さらに、建物の設計変更については、実施設計が令和2年2月28日に完了し、同年9月16日には工事の仮契約しており、その後に変更は行っていない。建物の窓も建築基準の改定により変更して配置した訳ではなく、九州のモデルにした施設も同様で、採光や排煙などの観点から設置する必要がある、設計当初から計上している。臭気を極力出さないよう配慮する旨、

説明しており、細心の注意を払いながら運営するよう指導していくとのことでもあります。

委員から、請願書には、「当施設は密閉構造にするので臭気が出ないので安心してください。事前に、九州にある同様の密閉構造の施設を視察し、十分に参考にしていますので」との記載があるが、執行部はそのようなことを言っていないのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、どのように伝わったのか分からないが、全く施設から臭いが出ないという説明をした認識はないとのことでもあります。

請願事項3については、建設地は、市議会においても議論されてきたが、適地の選定や高台に整備する際のコストの問題、利便性や緊急性、また、同様の施設があったことや作業効率の観点などから、この場所が適地であると判断された。

環境に及ぼす影響評価は、環境影響評価法による環境アセスメントの対象が道路、ダム、鉄道、空港、発電所などの13種類であり、今回の施設が該当しないことから実施していない。

環境への対策としましては、施設から発生する廃水などの管理者を配置するとともに、地元地区代表や漁業者代表などで構成する監視委員会を設置する予定で、定期的に点検や検査を行うことにしている。

また、道路も事故やトラブルを回避するために、対向車表示システムの設置などを検討しており、このほかにも、想定外に発生する事案には、その都度、真摯に向き合い、迅速かつ適切に対処するよう努めるとのことでもあります。

請願事項4の道路の対策について、共同加工施設等に関係する車両は、現在、主に利用しているハマー側からの道路ではなく、別ルートを通行させるよう検討しており、周辺住民の交通安全も考慮した道路改良を考えており、また、現在、主に利用しているハマー側からの道路には、事故やトラブルの回避など通行者の安全を図るために、対向車表示システムを設置して、通行に支障を来さないように考えており、これを早急に設置するよう進めている。

道路法で、道路管理者は、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」とあることから、これを遵守するよう努めていくとのことでもあります。

請願事項3及び4については、執行部に対する請願であり、特段の質疑もありませんでした。

2、請願第2号「土佐清水市道大碓中山本谷線と浦尻16番1等の土地との道路境界」に関する件

本件につきましても、請願の審査に当たり、委員から、執行部にも内容を確認した上で審議を行う必要があるとの意見が出され、執行部の意見陳述を認め、請願内容の趣旨やそれぞれの請願の項目などを確認しながら審査を行いました。

請願事項1について、執行部の説明によりますと、調査の結果、道路拡幅は河川側に拡幅さ

れたものと推測し、16番1等の土地については道路区域に編入していないと判断しているとのことであります。

委員から、調査してもらいたいという内容だと思うがとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、調査内容については、当時の施工資料が、土佐清水市文書編さん保存規定により、道路工事の補助金が入ったもので10年、単独は5年となっており、10年以上を経過しているため、文書を探したが保存していない。地元周辺の聞き取りと市役所OBへの聞き取り、航空写真等による調査などを実施しているが、そのほかにも、本件について資料や調査方法等も含めて検討しているとのことであります。

請願事項2について、執行部の説明によりますと、令和3年8月19日に市長に提出していただいた「土佐清水市道大碓中山本谷線道路境界確定に係る要望書」の質問により、次の回答をしている。「16番1の区域においては測量図がなく、切図しかないため、市が道（赤線）の位置を確定できないことから、隣接地所有者と道路管理者で現地において確認し決定したいと考えております。」このように、切図には寸法もなく現地に再現することは不可能と判断し、調査の結果によれば、河川側に拡張されたものと推測し、現在の道路側溝の民地側を境界と判断しているとのことであります。

また、請願事項3から5については、浦尻16番1等の土地を道路区域に編入していないことから、道路施設を移設する必要はないと考えており、土地使用料等は発生しておらず、固定資産税等についても課税していないと考えているとのことであります。

委員から、請願については、地積測量図のK4点とK3点についてが争点であり、添付資料として一定根拠は出しているが、説明で不備がある所はあるかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、請願書の内容で、K4点を、本路線と浦尻17番1等の土地との境界点としている。このK4点が本路線の本元道の曲がり点と思われるという文章があるが、市としては現地でここが曲がり点という説明も一切しておらず、曲がり点ではないと判断しているとのことであります。

委員から、調査できる限りの方法で調査をしてほしいとの意見があり、執行部の説明によりますと、できる範囲の調査をしているが、請願者の出した地点と市の考える地点が明らかに違っており、どちらが合っているか間違っているかということではないが、この相違については請願者の主張であり、請願者が納得できないのであれば次の段階に行かざるを得ないのではないかと意見がありました。

委員会としましては、請願第1号の附言事項については、執行部に詳細な資料の提出と、また請願第1号及び第2号について、今後において請願者、執行部双方による現地調査等を含め、解決する方向性を見いだしていただきたいと要請いたします。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました請願について、採決の結果、請願の趣旨は理解できるとの意見が出され、全会一致により、それぞれ趣旨採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 以上で、委員会の請願の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 私、産業の審査を傍聴しておりまして、その中身については十分理解をさせていただいたというふうに思っております。それで、この今長い報告がありましたけれども、執行部の報告と説明とそれから委員、とりわけ岡本委員の質疑で中身がかなり深まったなという印象を持ちました。その上で、1点だけ質問したいんですけども、委員長に。

産業の委員会の中でも岡本委員のほうから質問がありました。請願については、採択か不採択かですよね。その中で、今回趣旨採択とした効果について、どんな効果があるんですかという質問がありました。そしたら、議長が答え、局長が答えたんですけども、委員長に問われたんですから基本的にはやっぱり委員長がお答えすべきだというふうに思ったんですけども、会場で答弁がありましたので、委員会の中で、その趣旨採択した場合の効果について、委員長からちょっと説明をしていただきたいということです。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 議長がおっしゃったとおりで、趣旨採択という形で、思いは分かります、あとはこちらのほうがどうのではなく、執行部からの詳細な説明をしっかりと引き出して、それであれば議会ではなく請願者と執行部とのほうで協議をしていただくという形で、こちらのほうはしっかりとそれを見守るという形と認識しております。

○議長（永野裕夫君） 10番。3回までで。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。2回目です。

私がお尋ねしたいのは、請願の採択と趣旨採択、その違いがありますよね。その両方でどんな違いがあるんですか、趣旨採択といたらどんな効果があるんですかということをお尋ねしてるんですけども。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） 採択というのは全てがオーケーということです。趣旨採択ということは、思いはそれは把握できますけども、あとでそれをどういうふうに進めていくかというのは、この趣旨採択というのはネットで見ればそのとおり出ておりますので、そのとおりです。これはテストをされてるんでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 10番。最後です。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） 3回目です。

請願が出たときに、最初言いましたように採択か不採択かどちらかが原則なんですよね。で、趣旨採択というのは、その請願者の思いを尊重して、その趣旨を尊重してという形の採択なんですよね。議会のその運営事典見ますと、これは採択か不採択かといったら採択に近いというふうに書いてるんですよ。本来はどちらかなんですよね。趣旨採択は採択なんです。

じゃあ、採択をしたら何らかの効果が出てくるんですよ。本市の土佐清水市議会会議規則、ここには143条の2項、採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。これは委員長として議長に報告をして、結果を、こういうものを付記するということを書かれてるんですよ。それを受けて議長は、今度、市の執行部やったら執行部のほうへ同じような対応をするわけですよ。じゃあ、趣旨採択といったら採択に近いんですから、この対応を取りますかということをお尋ねしたいんです。当然私取らないかんとします。

それで今報告聞きましたら、委員会として、最後の部分です、附言事項の詳細な資料の提出、これ請願者求めましたよね。これについては提出を求めますと、その後です、1号、2号について、今後において、請願者、執行部による現地調査等を含め解決する方向を見いだしていただきたい、これが結論ですよ。こういうことを委員会として決定をしたということでこれを執行部のほうへ提出するわけですよ、議長を通じて。じゃあ、先ほどの会議規則で言いましたら、このことについて私ここを聞きたいんですよ。こういう処理を要請するわけですから、その処理について、処理の経過及び結果の報告これ執行部に求めるんですか。趣旨採択をした効果としては、お願いをしてその経過の報告まで求めなければならないような文言になってるんですよ。そこまでお考えですか、委員長。それちょっとお尋ねしたい。そこを聞きたいんです。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席)

○産業厚生常任委員会委員長(武政健三君) 今回の趣旨採択ということは、これ民事のこととかに白ですか黒ですかという判断はつけるのは議会とはそぐわないと思います。今回のあらゆる詳しい資料をとということで岡本委員のほうから話がありましたので、その詳しい資料をきちんと出していただけるようにこちらのほうは手助けをしよう、そういうふうに考えております。

○議長(永野裕夫君) 締めですか。

(10番 前田 晃君自席)

○10番(前田 晃君) 3回過ぎました。これ答弁ちょっとになってないので。

報告を求めるというのはここに書いてますからそれはそれでいいですよ。詳しい資料の説明を求めるわけでしょう。これはこれで結構なんです。オーケーです。その後に、現地調査等も含め解決する方向性を見いだしていただきたいということを要請するわけでしょう。これあとの確認、経過等の報告なんかは求めないんですかということを探ねてるんです。分かります、言ってること。会議規則にはそういうふう書かれてるんですから、趣旨採択した以上は当然そういうことになると思うんですが、本来の採択じゃありませんので、趣旨採択の場合はどうなのかなど、そんなことをお尋ねしたいんです。

○議長(永野裕夫君) 答えられますか。

議長のほうから構いませんか。私のほうから。その趣旨採択についての。

○10番(前田 晃君) いえいえ、委員長から答えていただきたい。必要であれば休憩取って、また話をしてもらって。

○議長(永野裕夫君) 産業厚生常任委員会委員長、お願いします。

(産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席)

○産業厚生常任委員会委員長(武政健三君) 私の認識では、先ほど言ったように、今回の趣旨採択という内容については、議会が白か黒か、例えば先ほどの2点目の場所がこの場所かこの場所かと相違があります。それについて、議会のほうはそれは判断するという、それをこっちだこっちだっという白か黒かという判断をする機能はないと思います。ですので、何回も言いますように、詳しい資料を執行部のほうから出していただいて、あとはその資料をもとに請願者の方としっかりと話を進めていただければと思っております。

○議長(永野裕夫君) 7番。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 何回も前田議員質疑してるんですけど、これ委員長の答弁聞いてると、質疑の内容を理解してないように思いますんで、議長ちょっと前田議員の質問が何を意図して

るのか説明していただくか、もしくはもう休憩取っていただいて、直接本人同士で確認した後に答弁もらったほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（永野裕夫君） 暫時休憩いたします。

午後 5時51分 休 憩

午後 5時55分 再 開

○議長（永野裕夫君） それでは、再開いたします。

それでは、産業厚生常任委員会委員長、10番議員の最後の質問に対して答弁をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） すみません、訂正させていただきます。

先ほどは、資料をきっちり執行部から出していただき、あとは請願者としてしっかりと話を進めていただけるようにというふうに私は認識をしておりましたが、少し解釈が違っておりました。採択と同じように、その後もこちらに書いているとおりに、解決する方向性を見いだしていきたいとそういうふうに思っております。訂正いたします。

○議長（永野裕夫君） 10番。最後ですよ。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） さっき議長が私に今話したと違えます。委員長いいですか、方向を見いだしていきたいというのはそのとおりになんだけれども、具体的に、会議規則の中に、要請したことについて執行部に報告を求めるとか、経過報告を求めるとかということが書かれてるんですよ、採択した内容については。それをやるんですねと、趣旨採択でもやるんですねということをお尋ねしたいんです。両者の合意を見いだしていくというのはそれは当然のことだけれども、放りっ放しじゃなくて、採択したんですからそれを必ず報告としてもらいますよというところまでやっぱり委員長としては、会議規則に基づいてはそこまで言うてもらわないかなと思いますよ。

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） はい、そういうふうにさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長、もう最後ですけど答えられますか。

（産業厚生常任委員会委員長 武政健三君委員長席）

○産業厚生常任委員会委員長（武政健三君） はい、もう一度言います。

放りっ放しではありません。しっかりと話をお聞きした上で、これが解決できるようにしっかりとした報告をさせていただきます。

○議長（永野裕夫君） 前田議員、この論議について僕がさっきお話をした方向性でいきたい

というふうに僕は思っていますので、また委員長のほうには、そのことについてしっかりと今の重要性、的確性を報告をさせていただくようにしますので、この論議なかなか前へ、すったもんだすったもんだで進まんとしますので、私のほうで責任を持ってそのことについてはしっかりと論議をしていくということによろしいでしょうか。

7番。

(7番 岡本 詠君自席)

○7番(岡本 詠君) 今、議長のお話分かるんですけど、ほかの議員とか、前田議員と議長が話したのは小声でしたので、どういう話を聞いたのか皆さん分からないんですよ。

○議長(永野裕夫君) いいですか、僕が言って。

○7番(岡本 詠君) 言ってもらっていいですか。

○議長(永野裕夫君) それじゃあ、御指名いただきましたのでお話させていただきます。

趣旨採択といえ、採択といえ、これ同等でございますので、やはり採択と同等の今からの方向性をしていくということです。そうですね。

それでは、それでよろしくお願いをいたします。

そのほか質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

請願第1号「土佐清水市共同加工施設等建設工事に係る住環境の悪化」に関する件について、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、請願第2号「土佐清水市道大碓中山本谷線と浦尻16番1等の土地との道路境界」に

関する件について、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択でございます。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第5、「議員派遣の件」について議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

1月会議に提案いたしました議案につきましては、全議員の賛成をもって可決、承認いただきました。ありがとうございました。

提案理由でも説明いたしましたが、全国的に感染力の非常に強いオミクロン株がこれまで経験したことのない速さで拡大をしており、既に第6波のピークに入ったと言っても過言ではないと思います。オミクロン株はデルタ株と比べると重症化率は低いと言われておりますが、感染者が急増することによって医療供給体制の崩壊を招きかねません。土佐清水市においても、連日にわたり感染者が確認されており、かつてない厳しい局面を迎えておりますが、基本的な感染症予防対策の徹底はもとより、ワクチン接種など当面の課題に全力で取り組んでまいりますので、重ねて議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。簡単ではありますが散会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長(永野裕夫君) これをもちまして、令和4年土佐清水市議会定例会1月会議を終了をいたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 6時03分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員